

## 定期報告年度別対象一覧

記号	用途・規模(いずれかに該当するもの)
<b>A</b>	<b>劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場</b> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <b>&lt;※&gt;</b> ・ 客席部分のA≧200㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く) ・ 主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場) <b>&lt;※&gt;</b> ・ A>300㎡(劇場・映画館・演芸場・観覧場)
<b>B</b>	<b>ホテル、旅館</b> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <b>&lt;※&gt;</b> ・ 2階のA≧300㎡ ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡
<b>C</b>	<b>病院</b>
<b>J</b>	<b>有床診療所</b> ・ 地階又は3階以上の階に当該用途があるもの <b>&lt;※&gt;</b> ・ 2階のA≧300㎡ ・ 階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象
<b>D</b>	<b>百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場等</b> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <b>&lt;※&gt;</b> ・ 2階のA≧500㎡ ・ A≧3000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く) ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつ A>1000㎡ (展示場除く)
<b>E・F・G</b>	<b>共同住宅</b> ・ 5階以上に当該用途 (福岡市のみ5階以上のいずれかの階のA>100㎡) <b>&lt;※&gt;</b>
<b>H</b>	<b>地下街</b> ・ 居室の床面積の合計>1500㎡
<b>I</b>	<b>飲食店等&lt;※1&gt;</b> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <b>&lt;※&gt;</b> ・ 2階のA≧500㎡ ・ A≧3000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)
<b>K・L・M</b>	<b>就寝用福祉施設&lt;※2&gt;</b> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <b>&lt;※&gt;</b> ・ 2階のA≧300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象
<b>N</b>	<b>体育館、博物館、美術館等&lt;※3&gt;</b> ・ 3階以上の階のA>100㎡ <b>&lt;※&gt;</b> ・ A≧2000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)

**<※>**上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象となります。

### 【記載内容の凡例】

**A:** 当該用途の床面積

・地階又は3階以上の階のA>100㎡

地階又は3階以上の階にある当該用途の床面積が100㎡超

・2階のA≧300㎡

2階の当該用途の床面積が300㎡以上

・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡

地階又は3階以上の階に当該用途があり、

かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超

・階数が3以上 かつ A>300㎡

階数が3以上(地階も階数に含みます)で、

かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超

### 設備とは

建築物(共同住宅は除く)に設けられた建築設備のうち、機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置が報告対象となります。

### 防火とは

延焼防止のため設けられた防火扉(随時閉鎖式)、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャーなどの防火設備が報告対象となります。

特定行政庁	用途	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	
福岡県	A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E							○						
	F 共同住宅	○									○			
	G				○									
	I 飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	L 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N 体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	北九州市	A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B ホテル、旅館		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
C 病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
D 百貨店、マーケット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
E 小倉北区								○						
F 共同住宅 門司区・小倉南区・戸畑区		○									○			
G 若松区・八幡東区・八幡西区					○									
I 飲食店等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
J 有床診療所		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
L 就寝用福祉施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
M		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
N 体育館、博物館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡市		A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E 東区・城南区・早良区													
	F 共同住宅 博多区・南区	○									○			
	G 中央区・西区				○									
	H 地下街	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	I 飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N 体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	久留米市	A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C 病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
D 百貨店、マーケット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
E								○						
F 共同住宅		○									○			
G					○									
I 飲食店等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
J 有床診療所		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
L 就寝用福祉施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
N 体育館、博物館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大牟田市		A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E							○						
	F 共同住宅	○									○			
	G				○									
	I 飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	L 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N 体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

**報告時期は特定行政庁により異なりますのでご注意ください。**

### 福岡県・大牟田市 <<共同住宅>>

<b>E</b>	S54年度以前、H3年度、H6年度、H9年度、H12年度、H15年度、H18年度、H21年度、H24年度、H27年度、H30年度に竣工したもの
<b>F</b>	S55～S61年度、H4年度、H7年度、H10年度、H13年度、H16年度、H19年度、H22年度、H25年度、H28年度に竣工したもの
<b>G</b>	S62～H2年度、H5年度、H8年度、H11年度、H14年度、H17年度、H20年度、H23年度、H26年度、H29年度に竣工したもの
<b>福岡県 (就寝用福祉施設)</b>	
<b>K</b>	H17年度以前、H27年度、H30年度に竣工したもの
<b>L</b>	H18～H25年度、H28年度に竣工したもの
<b>M</b>	H26年度以前に竣工し対象となっていないもの、H26年度、H29年度に竣工したもの

**<<※1>**飲食店等とは、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物です。

**<<※2>**就寝用福祉施設とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

**<<※3>**体育館、博物館、美術館等には、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含みます。(※いずれも学校に附属するものを除きます)